

お知らせ 平成 29 年度の国民健康保険税の税率等を決定

圖稅務課 ☎ 43-5213

【表1】平成 29 年度の税率等

	医療保険分 (0～74歳)	後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	介護保険分 (40～64歳)
所得割 (課税所得金額×税率)	7.7%	2.0%	1.7%
資産割 (固定資産税額×税率)	18.0%	6.0%	3.0%
均等割 (1人あたり)	2万6,500円	7,400円	8,000円
平等割 (1世帯あたり)	2万4,600円	6,600円	4,100円
課税限度額	54万円	19万円	16万円

※課税所得金額…前年中の総所得金額等(収入から必要経費を控除した金額)から基礎控除(33万円)を差し引いた金額

【表2】平成 29 年度の軽減世帯対象範囲の拡大

5割軽減の拡大	
改正前	33万円+26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
2割軽減の拡大	
改正前	33万円+48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)

※特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度の対象者のうち、後期高齢者医療制度に移行するまで国民健康保険の被保険者であり、かつその時の世帯主とそれ以後も同一世帯に属する人

平成29年度の国民健康保険税率等が決まりました【表1】。税率は昨年度と変更ありませんが、所得の低い人に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されます。

◆所得の低い人に対する保険税軽減の対象世帯を拡大【表2】

前年中(平成28年1月～12月)の総所得金額等の合計が国の定める基準額を下回る世帯について、均等割額と平等割額の一部が軽減されます。

平成29年度からは5割及び2割の軽減対象が拡大されます。

◆年金からの特別徴収(天引き)で納付する世帯

申請することで年金からの天引きを口座振替による納付へ変更することができます。

なお、引き続き年金からの天引きを希望する人でも、条件を満たさなくなった場合、年金からの天引きが中止になる場合がありますので、ご注意ください。

お知らせ 空き家をお持ちの人はぜひご登録ください 空き家バンク制度

圖ふるさと創生課 ☎ 43-5205

**空き家バンク 物件の改修に補助!**

市では空き家バンクに登録された住宅の空き家を対象に、定住促進を図るため、住宅改修工事費の一部を助成しています。

**対象住宅**  
空き家バンクに登録された空き家

**対象者**  
空き家を賃借し、住宅として活用しようとする人

**対象経費**  
空き家の機能回復及び設備改善に係る改修工事費(30万円以上の工事)

**補助額**

【基本額】  
・最大30万円(補助率3分の1)

【加算額】  
・市内へ移住される人は10万円加算(市外在住1年以上の要件あり)

本市では、空き家を有効活用して、移住、定住促進を図るために、空き家バンク制度を設置しています。

空き家バンクとは、所有者等から市内にある空き家の売却または賃貸を希望する物件を、市のホームページや市役所の窓口等で公開していくことで、空き家を利用する希望者に提供し成約を図っていく制度です。

空き家バンク相談会を実施しています。詳しくは広報19頁



※市の移住定住サイト「住みニコ」(<http://suminiko.jp>)にて、空き家バンクの物件情報を掲載しています。

お知らせ 介護施設入所時の居住費と食費の軽減 介護保険制度

圖長寿福祉課 ☎ 43-5217

介護保険施設(老人福祉施設・老人保健施設・療養型医療施設)に入所してサービスを受ける場合、条件を満たして認定を受ければ、居住費(滞在費)と食費に限度額が設定され、限度額を超える分については介護保険から給付し、利用者の負担を軽減します。

**対象者** 次の①②の条件を満たす人

①世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が市町村民税非課税

②預貯金等が単身1000万円以下、夫婦2000万円以下

※収入等の段階に応じて軽減を受けることができます

**申請方法** 制度を利用するためには申請が必要です。長寿福祉課に設置の申請書に必要事項を記入、押印の上、提出してください。

**申請に必要なもの**

①印鑑(スタンプ印不可)

②預貯金通帳、有価証券等の写し(夫婦の場合は2人分)

※現在、制度を利用している人へは、6月下旬に更新書類を送付しています。引き続き利用する場合は申請書を提出してください

■基準費用額と自己負担限度額(1日あたり)

単位:円

区分	居住費				ユニット型個室	ユニット型準個室	食費
	従来型個室		多床室				
	特養	老健療養	特養	老健療養			
基準費用額	1,150	1,640	840	370	1,970	1,640	1,380
第1段階	生活保護を受給している人		老齢福祉年金受給者		820	490	300
第2段階	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税		本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円以下の人		820	490	390
第3段階	第2段階以外の人				1,310	1,310	650

基準費用額は施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用額です。施設によっては、利用者負担額が基準費用額と異なる場合があります。

**案内 「あわじ国」マーケティング戦略研修会**

圖食の拠点推進課 ☎ 43-5224

- ▽定員 100人
- ▽参加費 無料
- ▽申込締切 7月3日(月)
- ▽日時 7月7日(金) 午後1時30分～3時30分
- ▽場所 市役所第2別館3階
- ▽講師 田中優子氏(じやらんリサーチセンターエリアプロデューサー)
- ▽内容 昨年度実施した「淡路島サクラムプロジェクト」の取り組みを検証し、島外1万人アンケートによるGAP調査から南あわじ市の印象や地域資源への期待度など、求められているものについての研修会を開催します。

**案内 就農希望者セミナー・相談会**

圖兵庫県農業経営課 ☎ 078-362-9194

- ▽日時 8月6日(日) 午前10時～午後4時
- ▽場所 神戸市国際会館9階
- ▽参加費 無料
- ※参加申込み方法など詳しくはお問合せください